

り、10年ぶりに2万人を下回った。
 (第2-1-4図、第2-1-5図、第2-1-6表)

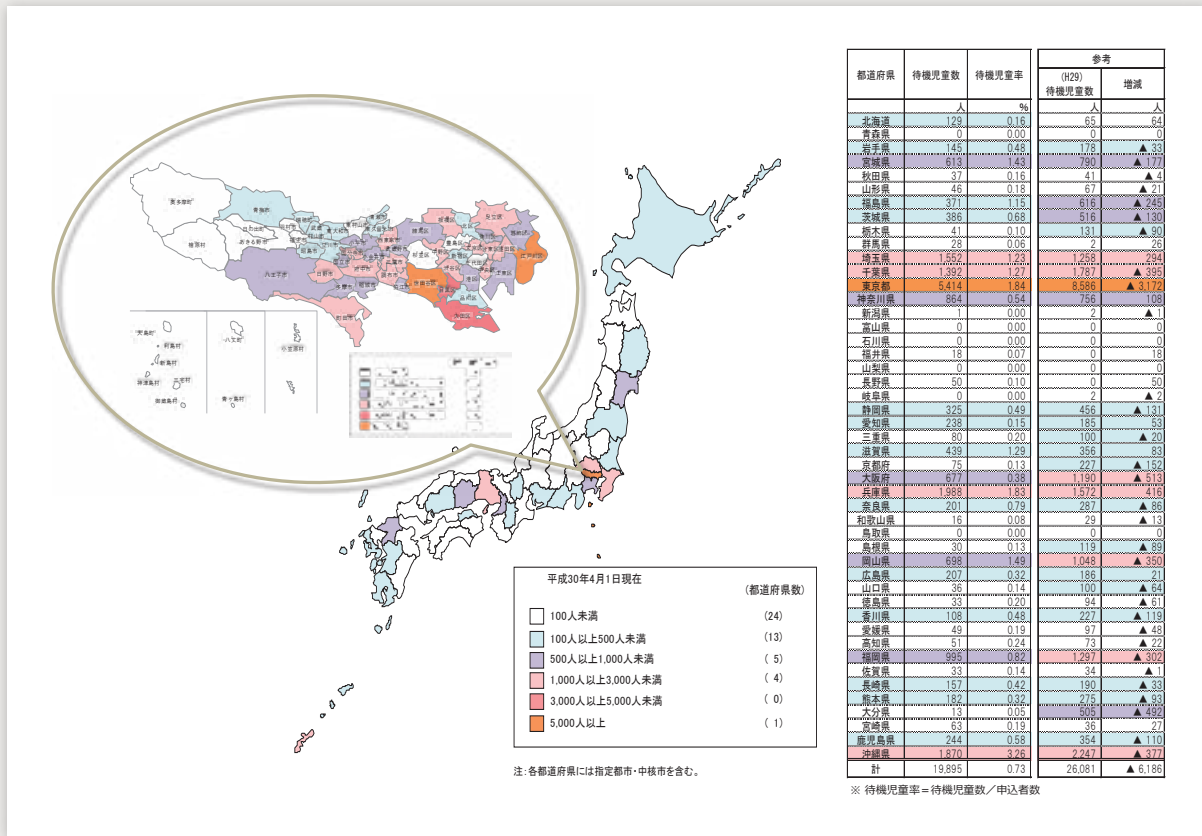
子育て安心プラン等

今後も25歳から44歳の女性の就業率が上昇し、その就業率と相関して保育の利用申込み率も伸びることが見込まれることから、2017(平成29)年6月に「子育て安心プラン」を公表し、2020(令和2)年度末までに

待機児童の解消を図るとともに、女性就業率8割に対応できるように、約32万人分の受け皿整備を行うこととした。(第2-1-7図)

2017年に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」においては、同プランの実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費(0~2歳児相当分)について、事業主拠出金の増額分を充てることとしており、拠出金の率の上限を引き上げる等の必要な措置を講

第2-1-5図 平成30年4月1日 全国待機児童マップ(都道府県別)



資料：厚生労働省資料

第2-1-6表 年齢区分別待機児童数

	30年待機児童		30年利用児童		保育利用率	2018年4月1日	
	人数	(%)	人数	(%)		就学前児童数	人数
低年齢児(0~2歳)	17,626	(88.6%)	1,071,261	(36.6%)		2,923,000	
うち0歳児	2,868	(14.4%)	149,948	(15.6%)		963,000	
うち1・2歳児	14,758	(74.2%)	921,313	(47.0%)		1,960,000	
3歳以上児	2,269	(11.4%)	1,543,144	(51.4%)		3,003,000	
全年齢児計	19,895	(100.0%)	2,614,405	(44.1%)		5,926,000	

資料：厚生労働省資料

第1章
第2章
第1章
第2章
参考

ずるため、2018（平成30）年通常国会（第196回国会）に、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」を提出し、同年3月に成立した。

また、実際の保育の受け皿整備を行うに当たっては、保育の実施主体である市区町村が潜在的ニーズも含めた保育ニーズを的確に把握し、それを整備計画に反映していくことが重要である。このため、「子育て安心プラン」に基づき整備計画を作成する際には、「保育コンシェルジュ」などを活用しながら、潜在的な保育ニーズの把握に積極的に取り組むよう、市区町村に対し2017年12月に通知した。

そして、2018年より、各地方公共団体の「子育て安心プラン実施計画」を厚生労働省ホームページ¹に公表し、各地方公共団体の市区町村全域・保育提供区域ごとの整備量の見込み等の「見える化」を行った。

上記の対策に加え、UR賃貸住宅では、地

方公共団体と連携しつつ、団地再生事業等により生じた整備敷地や既存の空き店舗等の活用による、子育て支援施設（保育所、幼稚園、学童保育など）の設置に努めており、2017年度末現在で627件の実績がある。

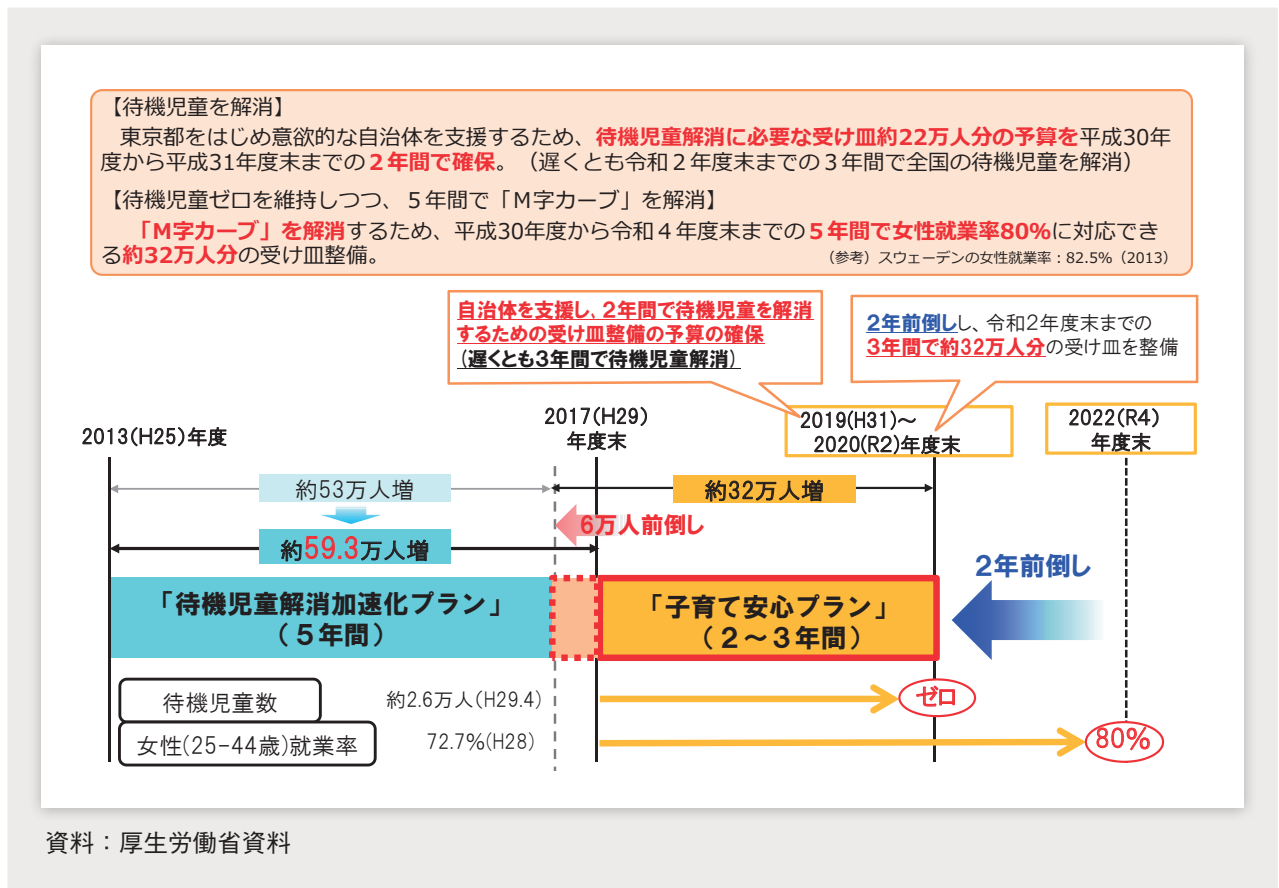
また、2017年の「都市公園法」（昭和31年法律第79号）の改正により、これまで国家戦略特区において限定的に認められてきた、保育所等の設置にかかる都市公園における占用特例が一般措置化された。これによっても保育の受け皿拡大が期待される。

「保育人材確保対策」の推進

保育の受け皿拡大を進める中、保育の担い手となる保育人材の確保のため、処遇改善や新規資格取得支援、就業継続支援、離職者の再就職支援など、総合的な対策を講じている。（第2-1-8図）

特に保育士の処遇改善は毎年度取り組んで

第2-1-7図 「子育て安心プラン」



1 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01174.html